

日本ニューロリハビリテーション学会認定医更新に関する規則

(R4/2/12 理事会承認)

認定医更新（5年毎に更新）の条件は、次の(1)、(2)、(3)項の全てを満たす必要がある。

- (1) 最近の5年間に、本学会学術集会に 2回以上の出席があること。
- (2) 最近の5年間に、研修単位を 30単位以上有すること。各種研修等の単位については別に定める。
- (3) 認定医としての臨床上活動報告（「勤務実態自己申告書」の提出。ただし所属する関連学会の専門医認定が更新されていることを証明する書類の提出をもってこれに代えることができる。）。
- (4) 認定医更新認定料 5,000円を支払う。

■ 認定医資格更新に関する研修単位

1. 神経科学に関する論文、著書（筆頭著者）
 - 1) 医学学術誌および学術著書 10単位
 - 2) 一般向著書あるいは啓発的論文 10単位
2. 神経科学に関する研究発表、講演（筆頭演者）
 - 1) 日本ニューロリハビリテーション学会年次学術集会 10単位
 - 2) World Congress for Neurorehabilitation 10単位
 - 3) European Congress of Neurorehabilitation 10単位
 - 4) Asian-Oceanian Congress for Neurorehabilitation 10単位
 - 5) 関連学会の年次学術集会（日本リハビリテーション医学会、日本脳神経外科学会、日本脳神経外科コンgres総会、日本整形外科学会、日本脊髄外科学会、日本脊椎脊髄病学会、日本神経学会、日本精神神経学会、日本小児神経学会、日本脳卒中学会、日本意識障害学会） 5単位
 - 6) 1) から5) の学術集会とは別に行われる研修会で、日本ニューロリハビリテーション学会が認定する研修会 10単位
3. 神経科学に関する学術集会・研修会等への参加
 - 1) 日本ニューロリハビリテーション学会年次学術集会 5単位
 - 2) World Congress for Neurorehabilitation 5単位
 - 3) European Congress of Neurorehabilitation 5単位
 - 4) Asian-Oceanian Congress for Neurorehabilitation 5単位
 - 5) 関連学会の年次学術集会（日本リハビリテーション医学会、日本脳神経外科学会、日本脳神経外科コンgres総会、日本整形外科学会、日本脊髄外科学会、日本脊椎脊髄病学会、日本神経学会、日本精神神経学会、日本小児神経学会、日本脳卒中学会、日本意識障害学会） 3単位

6) 1) から 5) の学術集会とは別に行われる研修会で、日本ニューロリハビリテーション学会が認定する研修会 5 単位

- 同一学術集会における発表単位と参加単位は合算しない。尚、同一学術集会における発表が複数あっても合算されない。
- 認定医としての臨床上活動報告として「勤務実態自己申告書」の提出を求める。ただし所属する関連学会における専門医認定更新時には必ず「臨床上の活動」が継続されていることを証明する手続きが含まれているので、所属する関連学会の専門医認定が更新されていることを証明する書類 (コピー可) の提出をもって「認定医としての臨床上活動報告」に代えることができる。
- 会の催された日が、該当前年 4 月 1 日から該当年 3 月 31 日のものを当該年の申請時の単位とする。X 年 5 月 31 日締め切りの更新申請には、X-5 年 4 月 1 日から X 年 3 月 31 日までに催された会の、発表、講演、参加を単位として申請することができる。
- 申請年の 3 月 31 日において満 68 歳となっている申請者は上記の認定医更新条件のうち、(1)、(2) は免除される。(3)、(4) は必要。
- 期限内に更新できなかった場合、正当な理由があれば期限の猶予を考慮できる。更新希望者は日本ニューロリハビリテーション学会事務局 (〒470-1192 愛知県豊明市沓掛町田楽が窪 1-98、藤田医科大学医学部リハビリテーション医学 I 講座) へ e-mail (jsnrnr@fujita-hu.ac.jp) で連絡のこと。
- 更新の際の研修単位の証明は学術集会参加証を持ってこれに代える。更新申請時に日本ニューロリハビリテーション学会事務局 (〒470-1192 愛知県豊明市沓掛町田楽が窪 1-98、藤田医科大学医学部リハビリテーション医学 I 講座) へ出席証 (参加証) のコピーを同封する。